

第4号議案

会計・調達業務の細則に関する規程の変更について (案)

電気事業法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の改正に伴い、供給促進交付金交付業務等の新たな業務の追加等に対応するため、勘定科目の新規設定などの変更を行う必要があることから、会計・調達業務の細則に関する規程（別紙）を変更する。

以 上

【添付資料】

別紙：会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

会計・調達業務の細則に関する規程変更案 新旧対照表

(別紙)

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>会計・調達業務の細則に関する規程</p>	<p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p style="text-align: right;">____年 月 日変更</p>
<p>第4章 金銭の出納</p>	<p>第4章 金銭の出納</p>
<p>(振込みによる収納)</p>	<p>(振込みによる収納)</p>
<p>第9条 役職員は、次に定めるとおり、振込みによる収納を行う。</p>	<p>第9条 役職員は、次に定めるとおり、振込みによる収納を行う。</p>
<p>一 金銭の出納の原因となる事項を主管する部門（以下「担当部門」という。）は、<u>予め入金管理票（別添様式9）を作成し、本機関の総務部経理担当（以下「経理担当」という。）に提出する。</u></p>	<p>一 金銭の出納の原因となる事項を主管する部門（以下「担当部門」という。）は、<u>予め入金管理票（別添様式9）を作成し、本機関の総務部経理担当（以下「経理担当」という。）に提出する（電気事業法第28条の40第1項第8号の2に掲げる業務、同項第8号の3に掲げる業務及び同条第2項第2号に掲げる業務（以下「再エネ業務」という。）、同条第1項第5号に掲げる業務（以下「容量市場に係る業務」という。）及び同条第2項第1号に掲げる業務（以下「災害等扶助交付金交付業務」という。）並びに本機関の定款第54条及び第55条に掲げる会費徴収に係る業務（以下「会費徴収業務」という。）を除く。）。</u></p>
<p>二 担当部門は、収納先が領収証（別添様式10）の発行を希望する場合は、前号の入金管理表の提出と併せて、領収証の発行を経理担当に依頼する。</p>	<p>(略)</p>
<p>三 経理担当は、銀行の取引履歴と入金管理票と照合し、収納先からの入金が確認できた場合には、担当部門へ入金があった旨を通知する。</p>	<p>三 経理担当は、銀行の取引履歴と入金管理票と照合し、<u>収納先からの入金が確認できた場合には、担当部門へ入金があった旨を通知する。ただし、再エネ業務、容量市場に係る業務、災害等扶助交付金交付業務及び会費徴収業務に関する収納については、経理担当は銀行の取引履歴を担当部門に提供する。</u></p>
<p>四 経理担当は、第二号の依頼を受けた場合には、速やかに領収証を発行し、担当部門を通じて、収納先に領収証を交付する。</p>	<p>(略)</p>
<p>五 経理担当は、前二号の手続の完了後、収納に係る伝票を作成し、保管する。</p>	<p>(略)</p>
<p>(振込みによる支払い)</p>	<p>(振込みによる支払い)</p>
<p>第12条 本機関から第三者に対する支払いは、原則として、銀行口座への振込送金の方法による。</p>	<p>第12条 本機関から第三者に対する支払いは、原則として、銀行口座への振込送金の方法による。</p>
<p>2 役職員は、次に定めるとおり、振込みによる支払手続を行う。</p>	<p>2 役職員は、次に定めるとおり、振込みによる支払手続を行う。</p>
<p>一 担当部門は、<u>支払先から請求書を受領した場合には、請求書に記載された請求額と債務の照合確認を行う。</u></p>	<p>一 担当部門は、<u>請求書等に記載された金額と債務の照合確認を行う。</u></p>
<p>二 担当部門は、前号の照合確認によって債務の存在が確認できた場合には、<u>当該請求書及び当該請求の根拠となる資料</u>を経理担当へ提出し、支払いを依頼する。</p>	<p>二 担当部門は、前号の照合確認によって債務の存在が確認できた場合には、<u>当該請求書等及び当該請求等の根拠となる資料</u>を経理担当へ提出し、支払いを依頼する。</p>
<p>三 担当部門は、請求書に振込先の記載がない場合には、支払先に振込先を確認する。振込先の確認後、担当部門は、口座確認書（別添様式12）を作成し、請求書と併せて、経理担当に提出する。</p>	<p>(略)</p>
<p>四 経理担当は、担当部門から支払依頼に基づき、支払業務システム（インターネットバンキング）より支払いを行う。</p>	<p>(略)</p>
<p>五 経理担当は、支払いに係る伝票を作成し、保管する。</p>	<p>(略)</p>
<p>3 前項にかかわらず、役職員は、税金等の支払先の所定の振込用紙による振込みが必要な場合には、前項に準じ、振込用紙によって支払手続を行うことができる。</p>	<p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則（____年 月 日） <u>本規程は、会計規程が経済産業大臣の承認を受けた日から施行する。</u></p>

(別表第1)
勘定科目表

(変更前)

(変更後)

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考																																																																							
(貸 座) 流動資産	現金及び預金	現金 預金 小引当金 新設			(貸 座) 流動資産	現金及び預金	現金 預金 小引当金 調整勘定																																																																									
										有価証券	有価証券																																																																					
														未収金	未収金	会費 あっせん・調停収入 雑口																																																																
																			前払金	前払金	前払金																																																											
																							前払費用	前払費用	前払費用																																																							
																											容易処分資産	容易処分資産	容易処分資産																																																			
																															その他流動資産	その他流動資産	仮払金 雑口																																															
																																			有形固定資産	有形固定資産	土地 建物 建物付属 構築物 機械装置 器具備品 リース資産 一括処分資産 その他有形固定資産 減価償却累計額(建物) 減価償却累計額(建物付属) 減価償却累計額(構築物) 減価償却累計額(機械装置) 減価償却累計額(建設費) 減価償却累計額(器具備品) 減価償却累計額(有形リース) 減価償却累計額(その他有形)	貸方 科目																																										
																																								無形固定資産	無形固定資産	ソフトウェア リース資産 一括処分資産 その他無形固定資産 減価償却累計額(ソフトウェア) 減価償却累計額(無形リース) 減価償却累計額(その他無形) 無形資産取得費 工事費負担金	貸方 科目																																					
																																													電源入札拠出資産	電源入札拠出資産	新設																																	
																																																	退職給付引当資産	退職給付引当資産	退職給付を支払うための現金等																													
																																																					長期投資	長期投資	現金 雑口																									
																																																									その他固定資産	その他固定資産	長期前払費用 雑口																					
																																																													繰延資産	繰延資産	設立費 開設費 新設																	
																																																																	その他繰延資産	その他繰延資産	新設													
																																																																					(負 債) 流動負債	短期借入金	新設									
																																																																									短期リース債務	短期リース債務	新設					
																																																																													未払金	未払金	固定資産取得費 雑口	

(別表第1)
勘定科目表

〔変更前〕

〔変更後〕

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考				
固定負債	預り金	損害保険料			預り金の性質	損害保険料			預り金の性質				
		支払利息				支払利息							
		雑口				雑口							
		源泉所得税				源泉所得税							
		新設				<u>退職給付引当金</u>							
		新設				<u>退職給付引当金</u>							
		社会保険料				社会保険料							
		その他厚生費				その他厚生費							
		広域系統整備交付金				広域系統整備交付金							
		災害等扶助交付金				災害等扶助交付金							
		新設				<u>災害等扶助交付金</u>							
		新設				<u>災害等扶助交付金</u>							
		新設				<u>災害等扶助交付金</u>							
		雑口				雑口							
		(減資産)	前受金	前受金				前受金		前受金			前受金
<u>前受金</u>					<u>前受金</u>								
その他流動負債					その他流動負債								
新設					<u>前受金(戻り金)</u>								
新設					<u>前受金(前受金)</u>								
長期借入金					長期借入金								
退職給付引当金					<u>退職借入金</u>								
役員引当金					役員引当金								
職員引当金					職員引当金								
電源入札拠出金					電源入札拠出金								
リース債務					リース債務								
その他固定負債					<u>リース債務</u>								
新設					<u>その他固定負債</u>								
(収益)	剰余金			剰余金			剰余金		剰余金			剰余金	
				新設					<u>剰余金</u>				
		その他純資産			その他純資産								
		新設			<u>その他純資産</u>								
		会費収入			会費収入								
		会費			会費								
		特別会費			特別会費								
		敷金戻入			敷金戻入								
		退職給付引当金戻入			<u>敷金戻入</u>								
		新設			<u>退職給付引当金戻入</u>								
		借入金			借入金								
		短期借入金			短期借入金								
		長期借入金			長期借入金								
		新設			<u>短期借入金</u>								
		新設			<u>借入金</u>								
新設			<u>借入金</u>										
その他収入			その他収入										
あっせん・調停収入			あっせん・調停収入										
雑口			雑口										
前年度よりの繰越金			<u>前年度よりの繰越金</u>										
(費用)	役員給与	役員給与			役員給与	役員給与			役員給与				
		給与				給与							
		通勤手当				通勤手当							
		賞与				賞与							
		雑口				雑口							
		職員給与				職員給与							
		給与				給与							
		通勤手当				通勤手当							
		賞与				賞与							
		雑口				雑口							
		退職給付引当金繰入				退職給付引当金繰入							
		退職金				退職金							
		役員支払額				役員支払額							
		職員支払額				職員支払額							
		雑口				雑口							
法定厚生費	健康保険			健康保険	健康保険			健康保険					
	介護保険				介護保険								
	厚生年金				厚生年金								
	児童手当				児童手当								
	雇用保険				雇用保険								
	労災保険				労災保険								
	雑口				雑口								
	一般厚生費	健康安全衛生費				健康安全衛生費	健康安全衛生費				健康安全衛生費		
		福利厚生費					福利厚生費						
		役員保険料					役員保険料						
		慶弔見舞金					慶弔見舞金						
		雑口					雑口						

(別表第1)
勘定科目表

〔変更前〕

〔変更後〕

区分	大科目	項	目	備考	区分	大科目	項	目	備考
	雑給					雑給			
	租税公課	印紙税 固定資産税 法人住民税 雑口				租税公課	印紙税 固定資産税 法人住民税 雑口		
	固定資産除却費	有形固定資産除却費用 無形固定資産除却費用 その他固定資産除却費用 有形固定資産除却損 無形固定資産除却損 その他固定資産除却損				固定資産除却費	有形固定資産除却費用 無形固定資産除却費用 その他固定資産除却費用 有形固定資産除却損 無形固定資産除却損 その他固定資産除却損		
	減価償却費	固定資産償却費 リース資産償却費 一括償却資産償却費				減価償却費	固定資産償却費 リース資産償却費 一括償却資産償却費		
	修繕費	固定資産 雑口				修繕費	固定資産 雑口		
	貸借料	建物関係貸借料 システム関係貸借料 事務機器関係貸借料 給食会場利用料 その他貸借料				貸借料	建物関係貸借料 システム関係貸借料 事務機器関係貸借料 給食会場利用料 その他貸借料		
	委託費	建物管理保守委託 システム管理保守委託 その他雑委託				委託費	建物管理保守委託 システム管理保守委託 その他雑委託		
	通信運搬費	電話費用 通信回線利用料 運搬費 給食配送代 その他配送代 その他				通信運搬費	電話費用 通信回線利用料 運搬費 給食配送代 その他配送代 その他		
	消耗品費	給食印刷費 その他印刷費 光熱水道費 その他消耗品費				消耗品費	給食印刷費 その他印刷費 光熱水道費 その他消耗品費		
	旅費	国内旅費 海外旅費 その他旅費				旅費	国内旅費 海外旅費 その他旅費		
	研修費	社内研修 社外研修 その他研修				研修費	社内研修 社外研修 その他研修		
	雑費	謝礼金 会議費 その他雑費 交際費				雑費	謝礼金 会議費 その他雑費 交際費		
	損害保険料	新設				損害保険料	<u>損害保険料</u>		
	短期借入金返済額	新設				短期借入金返済額	<u>短期借入金返済額</u>		
	長期借入金返済額	新設				長期借入金返済額	<u>長期借入金返済額</u>		
	支払利息	新設				支払利息	<u>支払利息</u>		
	設立費	新設				設立費	<u>設立費</u>		
	雑損失	新設				雑損失	<u>雑損失</u>		
	公費償却	新設				公費償却	<u>公費償却</u>		
	予備費	新設				予備費	<u>予備費</u>		

(別表第2)
予算資金科目表

[変更前]

[変更後]

運用単位	大科目	項	目	備考	運用単位	大科目	項	目	備考
(収入)					(収入)				
会費収入	会費				会費収入	会費			
	特別会費					特別会費			
新設	新設				納付金収入	納付金収入			
新設	新設				手数料収入	入札手数料			
借入金	短期借入金				借入金	短期借入金			
	長期借入金					長期借入金			
敷金戻入	敷金戻入				敷金戻入	敷金戻入			
退職給付引当金戻入	退職給付引当金戻入				退職給付引当金戻入	退職給付引当金戻入			
電源入札拠出金	電源入札拠出金				電源入札拠出金	電源入札拠出金			
その他収入金	上記項目以外の収入				その他収入金	あいせん・譲渡収入 金給資金運用収入 その他収入			上記項目以外の収入
前年度よりの繰越金					前年度よりの繰越金				
(支出)					(支出)				
人件費	役員給与	役員給与		理事、監事等に対する給与	人件費	役員給与	役員給与		理事、監事等に対する給与
	職員給与	職員給与		職員に対する給与		職員給与	職員給与		職員に対する給与
	その他人件費	法定厚生費		社会保険料、厚生年金等		その他人件費	法定厚生費		社会保険料、厚生年金等
		その他厚生費		福利厚生費、慶弔費等			一般厚生費		福利厚生費、慶弔費等
	退職給付引当金繰入					退職給付引当金繰入			
雑給	雑給				雑給	雑給			
租税公課	租税公課				租税公課	租税公課			
	印紙税					印紙税			
	固定資産税					固定資産税			
	法人住民税					法人住民税			
	その他雑税					その他雑税			
固定資産関係費	有形固定資産取得費				固定資産関係費	有形固定資産取得費			
	無形固定資産取得費					無形固定資産取得費			
	有形固定資産除却費					有形固定資産除却費			
	無形固定資産除却費					無形固定資産除却費			
	修繕費用					修繕費用			
	その他固定資産関係費					その他固定資産関係費			
運営費	貸借料				運営費	貸借料			
	委託費					委託費			
	通信運搬費					通信運搬費			
	消耗品費					消耗品費			
	旅費					旅費			
	研修費					研修費			
	損害保険料					損害保険料			
	雑費	交際費				雑費	交際費		
		その他雑費					その他雑費		
借入金返済	短期借入金返済			期限が1年以内の借入金返済	借入金返済	短期借入金返済			期限が1年以内の借入金返済
	長期借入金返済			期限が1年以上の借入金返済		長期借入金返済			期限が1年以上の借入金返済
支払利息	支払利息				支払利息	支払利息			
雑損失	雑損失				雑損失	雑損失			
設立費	設立費				設立費	金給資金運用損失 その他の雑損失			
予備費	予備費				予備費	設立費			
						予備費			